

建設業における現場管理者のための 統括管理の手引 (No.135312)

〈第5版 令和7年6月30日〉正誤表

令和7年2月1日から施行の「特定建設業許可を要する下請け代金額の要件の見直し」について、第5版改訂時に対応されていませんでしたので、正誤表を作成しました。

※下線箇所を訂正。(訂正箇所は以下のとおり。)

誤		正	
14	(下から15行目) 建設業法第24条の7においては、第1項で、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者〔元請の立場で、 <u>総額4,500万円以上（建築一式においては7,000万円以上）</u> の金額を下請負人に外注する建設会社〕は、当該建設工事の・・・	14	(下から15行目) 建設業法第24条の7においては、第1項で、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者〔元請の立場で、 <u>総額5,000万円以上（建築一式においては8,000万円以上）</u> の金額を下請負人に外注する建設会社〕は、当該建設工事の・・・ (施行日 令和7年2月1日)

参考として、「監理技術者等を要する請負代金額の下限」ほか。

特定建設業許可の金額要件について (令和7年2月1日～)		
金額要件	改正後	現行
特定建設業許可を要する下請代金額の下限	5,000万円(建築工事業の場合8,000万円)	4,500万円(建築工事業の場合7,000万円)
施工体制台帳等の作成を要する下請代金額の下限	5,000万円(建築一式工事の場合8,000万円)	4,500万円(建築一式工事の場合7,000万円)
専任の監理技術者等を要する請負代金額の下限	4,500万円(建築一式工事の場合9,000万円)	4,000万円(建築一式工事の場合8,000万円)